

障害者 福祉情報

128号 2011年8月

編集・発行

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

クローバープラザ

TEL 092-584-3330 FAX 092-584-3319

http://www.cloverplaza.or.jp/shakyou/sho/sho_index.htm

災害時要援護者の 防災対策を考える

東日本大震災の発生から早5ヶ月が経ちました。

被災された多くの皆さんが、今も不安な日々を過ごされています。

今回の震災による被害はあまりにも大きく、私たちは、被災された方々が一日も早く安心した生活を取り戻せるよう、今後もできる限りの支援を続けたいと思います。

また、このような災害は、いつどこで起きるかわかりません。

特に、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等、いわゆる「災害時要援護者」(以下「要援護者」といいます。)の方々については、災害時に困ること、必要な支援について、日頃から本人・家族・関係者を交えて話しておくことが大切です。

今号では、要援護者の今後の防災対策を考える第一歩として、過去の震災の経験を振り返りながら、本県における要援護者避難支援の取組みについて紹介します。

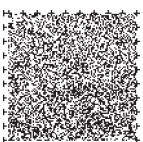
「災害時要援護者」とは

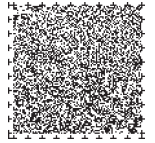
迅速な情報把握や避難場所への移動など、災害時の避難行動に支援を必要とする人。高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等。

要援護者の対象となる障害者は、在宅で生活する身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者等、市町村により異なる。

もくじ / 通巻128号

- ・ 災害時要援護者の防災対策を考える…………… 1～5
- ・ 障害者就業・生活支援センター増設 お知らせ…………… 6～7
- ・ ほんだな…………… 8





災害が起きた時、障害のある人はどのようなことに困るのか

災害時、障害のある人はどのような状況に置かれるのでしょうか。阪神大震災での在宅の障害者の方々の体験を振り返ります。

■地震発生直後

避難できず建物に閉じ込められる

- ・車いすが家具の下敷きになり、使えなかった。
- ・エレベーターが止まり下に降りられなかった。
- ・道に段差ができて車いすが通れなかった。
- ・動けず、20分叫び続けたが誰も助けにきてくれなかった。(肢体不自由者)

■周りの状況がわからない

家具がどの程度破損したのか、避難しなければいけない状況なのか、外の状況がわからなかった。

た。(視覚障害者)

- ・サイレンやアナウンスが聞こえないため、外の状況がわからなかった。窓をあけて外の臭いがかぎ、火災の有無を確かめた。(聴覚障害者)

(聴覚障害者)

- ・停電でファックスが使えなかった。(聴覚障害者)
- ・携帯電話のメールがつながりにくかった。(聴覚障害者)

■必需品を紛失、持ち出せない

- ・早朝に地震が発生したため、補聴器をはずしており紛失した。(聴覚障害者)
- ・普段服薬している薬を持たずに避難した。(精神障害者)

■コミュニケーションがとれない

- ・夜間に停電となり、手話や筆談で話すことができなくなった。(聴覚障害者)

■避難所生活

■建物がバリアフリーでなく不自由

・トイレ、段差などの不都合があり、生活できない。(肢体不自由者)

由者)

- ・洗腸、ストマ装具の張り替え場所がない。(内部障害者)

■集団生活になじめない

- ・環境が変わりやすく、頭の中で地図がかけないため、一人で行動できない。(視覚障害者)
- ・環境の変化により、奇妙な行動や強い抵抗があり、避難所生活をあきらめた。(発達障害者)
- ・感覚が過敏なため、集団生活が苦痛で避難所生活をあきらめた。(発達障害者)

た。(発達障害者)

- ・奇声を発するため、避難所生活をあきらめ半壊の家に戻った。(知的障害者)
- ・消灯後にロークソクを使う人がいて、火事にならないか不安だった。(聴覚障害者)

た。(聴覚障害者)

- ・深夜に自分のたてる音に気がつかって疲れた。(聴覚障害者)
- ・対人関係で気を使い、周りとのコミュニケーションがとれず、症状が悪化した。(精神障害者)

必要な情報が伝わらない

- ・食事や毛布の配給などの情報はたい

ていアナウンスで流れており、手話通訳や要約筆記がないため、周りの人の様子から判断するしかなかった。(聴覚障害者)

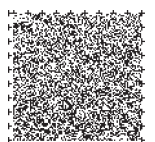
情報把握、避難において支援を必要とする方が多く、日頃からの近隣とのつきあいが、命運をわけたようです。

また避難所では、共同生活になじめない方への対応が必要であることも明らかになりました。

「自分の身は自分で守る」

「障害のある人自身の防災対策」

これらの体験は、障害のある人自身が、「自分の身は自分で守る」ために、日頃から、安全な身の周りの環境をつくったり、いざというときのための持ち出し品を準備しておくことが必要であることを教えてくれました。



参考として、次に災害への備えのポイントを紹介いたします。

■安全な身の周りの環境をつくる

- ・家具が倒れないように固定する。
- ・重いものは、押入やタンスの下に入れる。
- ・高いところに物を置かない。

・ガラスが飛散したときのために、スリッパを身近に置く。

・部屋から玄関までの間にはできるだけ物を置かず、脱出ルートを確認しておく。

・「防災メール・まもるくん」(次頁参照)に登録するなど、災害緊急情報入手する手段を確保しておく。

このほか、

・視覚障害者の方は、身近なところにラジオを置いておく。

・聴覚障害者の方は、補聴器やテレビのリモコンを枕元に置く。また、聴覚

障害者用情報受信装置(アイ・ドラゴン)

の設置者は、光警報機を見えやすい場所に設置する。

・肢体不自由者の方は、車いすを家具の下敷きにならない安全な場所に置く。車いすが使用できなくなったときのため、杖などの準備も検討しましょう。

■非常時用の持ち出し品を準備する

- ・食料、飲料水
- ・懐中電灯

・携帯ラジオ又はテレビ

・乾電池

・衣類、タオル(必要に応じておむつ、生理用品等)

- ・救急セット
- ・常備薬

・現金

・「緊急連絡カード」(住所、氏名、緊急時の連絡先、かかりつけの医療機関、常備薬の種類などを記載したもの)

このほか、

・視覚障害者の方は、白杖、点字板

・聴覚障害者の方は、補聴器と専用電池、笛(助けを呼ぶときに使用)、携帯ラジオ(文字放送付きが便利)、携帯用照明(スタンド式が便利)、筆談セット、筆談ボード

・脊髄損傷者の方は、携帯用トイレ

・脳性マヒの方は、携帯用トイレと食事セット

・内部障害の方は、ストマ装具(最低10日〜30日分)、洗腸セット(水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ)の準備を検討しましょう。

■近隣・地域でのつながりをつくる

被災直後は、隣近所や自主防災組織といった地域住民による助け合いが重要となります。

障害のある人は、自分の存在を地域の人に知ってもらい、いざという時に助けてもらうため、日頃から挨拶を交わす、地域の催しに参加するなど、関係づくりに努めることが大切です。

また、行政と民生委員や自主防災組織、社会福祉協議会、障害者団体等とが連携し、迅速に避難支援を行う体制づくりが求められています。

そこで次頁からは、福岡県と市町村における取組みを紹介いたします。

《参考文献》

『障害のある人への災害支援 災害時の障害者援護に関する検討委員会報告書』平成8年3月社会福祉法人全国社会福祉協議会 発行

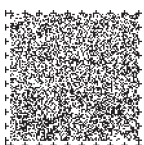
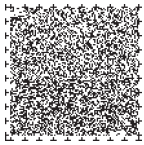
『地震!その時:〜阪神大震災からの教訓〜字幕版』社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 企画・制作

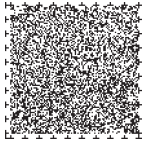
『災害時「緊急マニュアル」』平成14年6月全国要約筆記問題研究会 発行

『聴覚障害者災害対応マニュアル』平成19年3月特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構 発行

『災害時の発達障害児・者支援について』平成23年4月発達障害情報センター

『自閉症の人たちのための防災ハンドブック〜支援をする方へ〜』平成20年7月社団法人日本自閉症協会 発行





**福岡県における要援護者
避難支援の取り組み**

**福岡県が取り組む自主防災組織
の設立促進**

近年、本県で発生した大きな災害といえば、平成17年3月の西方沖地震、平成21年の中国・九州北部豪雨が記憶に新しいことでしょう。

西方沖地震は、最大震度6弱の揺れがあり、福岡市を中心に死者1名・重軽傷者1073名の人的被害をもたらしました。

中国・九州北部豪雨は、本県と山口県を中心に、死者35名・負傷者59名の人的被害をもたらしました。この豪雨では、10名の方が県内で亡くなっています。

このような災害や、東日本大震災のような大災害が、いつ本県で

起きるかわかりません。住民が自助、共助によって迅速に避難支援を行うしくみを県内に広めることが急務の課題となっています。

自主防災組織は、住民による自発的な防災組織であり、災害時の情報伝達や避難誘導、炊き出し等の役割を担います。

その多くが町内会や小学校区単位で設置されており、災害対策基本法では、市町村に対して、自主防災組織の充実を図ることとしています。

平成22年4月現在、国の報告による本県の自主防災組織の組織率（全世帯に占める加入世帯の割合）は、62%と、全国平均の74.4%を下回っています。

近年の高齢化や過疎化、地域住民同士の関係の希薄化により、自主防災組織の設置は伸び悩み、設置されていても十分に機能を果たせない組織もある状況です。

そのため福岡県では、平成22年度から、地域の防災力の向上を図

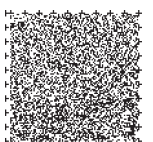
ることを目的に、自主防災組織設立促進モデル事業に取り組んでいます。

この事業は、モデル市町村において開催される住民向け防災ワークショップに、県が防災の専門家を講師として派遣します。ワークショップで地域住民への防災知識の普及や防災マップ作成の指導等を行うことで、住民の自主防災に対する意識の向上を図ります。

平成22年度は、5市町（行橋市、嘉麻市、糸島市、桂川町、筑前町）、今年度は、10市町（田川市、筑紫野市、宮若市、那珂川町、宇美町、志免町、久山町、小竹町、鞍手町、菊田町）がモデル指定を受け、自主防災組織の設立促進に取り組んでいます。

また今年度は、自主防災組織の新設や既存組織の強化に伴う経費等の財源についても、1市町村あたり原則として最大400万円の助成を行うこととし、県内市町村の地域防災力の強化を図ります。

**災害時の情報を
メールでお知らせ
「防災メール・
まもるくん」**



「防災メール・まもるくん」に登録すると、

- 1 防災気象情報、避難勧告等
 - 2 災害時の安否確認情報
 - 3 地域の安全に関する情報
- が携帯電話やパソコンにメールで配信されます。（登録無料）

詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。



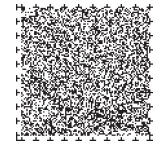
携帯電話からのアクセスはこちらから
県庁ホームページアドレス
(<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/>)

市町村が取り組む「災害時要援護者避難支援計画」の策定

これまでで福岡県と県内市町村では、災害の経験を活かしながら、地域防災計画の見直しを重ねてきました。

そして今回の東日本大震災発生後は、より安心安全な地域づくりに向けて地域防災計画の見直しを行うとともに、要援護者の避難支援対策についても、取り組みを強化しています。

要援護者に対する避難支援については、平成18年に国が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、市町村において地域の実情に応じた「災害時要援護者避難支援計画（全体計画、個別計画）」の策定が進められてきました。



平成23年4月末現在、福岡県の調べによる同計画の策定状況は、全体の方針を定

める「全体計画」を策定済みの市町村が53市町村で、残り7市町村が今年度内に策定を完了する予定です。

一方、要援護者一人ひとりの具体的な避難支援について定める個別計画は、5市町村のみの策定にとどまっています。

個別計画の策定に際し、市町村は、要援護者情報を収集するために、郵便または民生委員等の戸別訪問を行い広報・調査を行います。

支援を希望する人には、住所・氏名・電話番号・家族構成・緊急連絡先・かかりつけ医療機関・服薬・障害の状況・避難時の留意事項・避難支援者等について聞きとります。

その際、これら個人情報に要援護者台帳に登録し、平常時からまたは災害時に避難支援団体（民生委員・自主防災組織・社会福祉協議会等）と情報共有することについても同意確認を行います。

個別計画の策定が進まない理由の一つには、個人情報や他人に知られたくない人が多いという状況があります。また、支援を希望しても、日頃からの近所付き合いがなかつたり、周りが高齢者世帯ばかり等の理由で、支援を頼める人がいない要援護者もいます。

要援護者本人の個別計画に対する理解の促進と、支援者がみつからない要援護者への対策が求められています。

自助・共助による防災をめざして

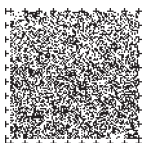
阪神大震災と東日本大震災では、個人情報保護の壁等により、障害者の安否確認がなかなか進まないことや、一般の避難先で共同生活になじめない人への対応が問題となりました。

したがって、本県においても、この問題を念頭に、要援護者避難支援を進めていく必要があります。

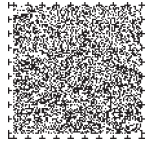
各市町村は、関係機関・団体と連携し、引き続き個別計画の策定、要援護者避難支援対策に努めていかなくてはなりません。

また、障害のある人の防災対策は、本人自らによる備えと、地域住民の障害のある人に対する理解が大きな意味を持ちます。

いざという時、住民同士が助け合い、障害のある人が災害から一人も取り残されずに迅速・適切な避難支援がなされるよう、日頃からの備えが重要です。



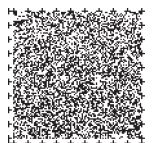
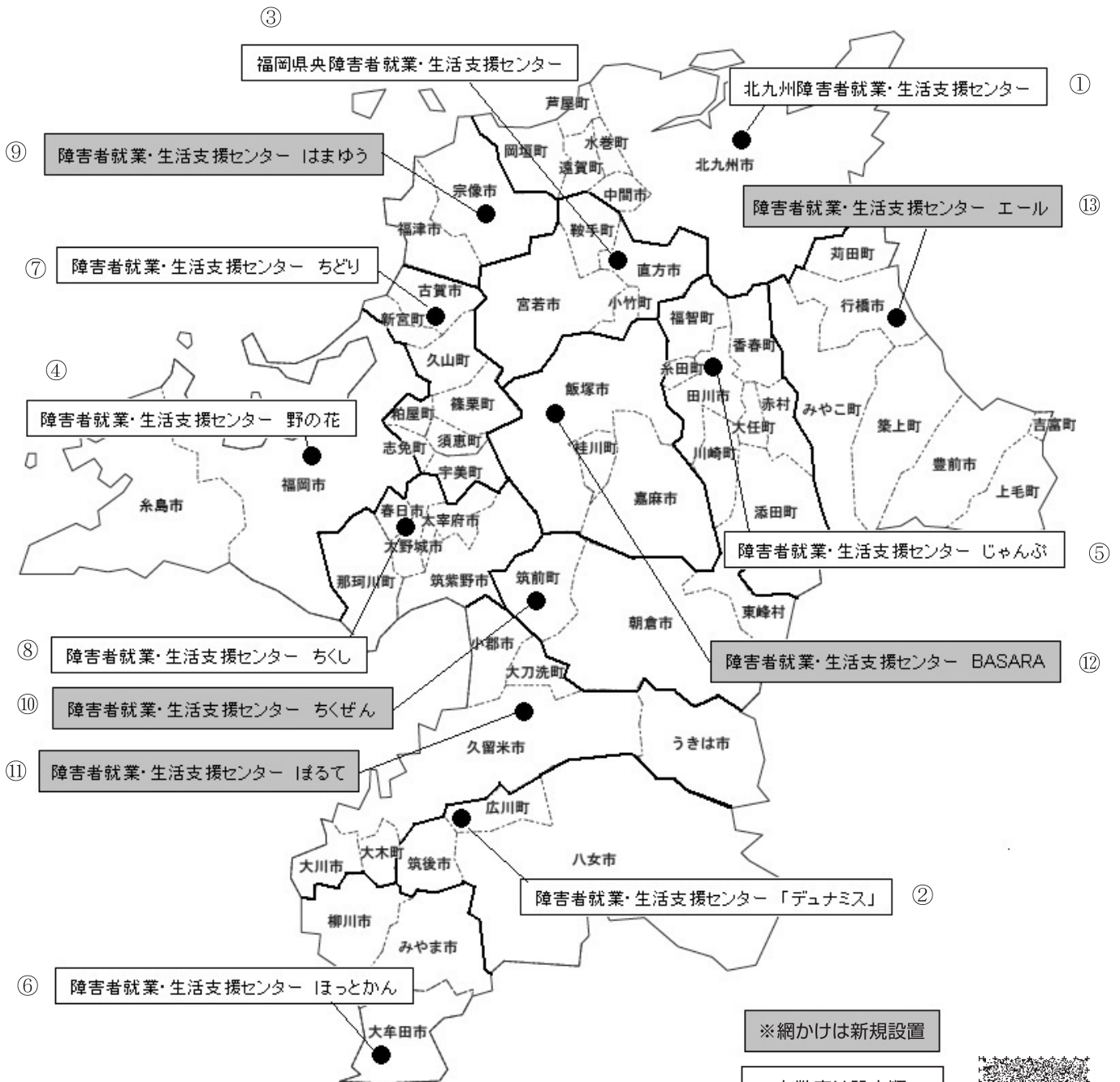
障害者就業・生活支援センター増設 県内13箇所に

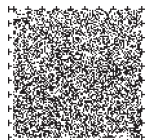


障害のある方の就業面(就職するため、仕事を続けていくため)の支援と、生活面(生活習慣や日常生活の管理に関する助言など)の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターが、本年度から5箇所増え、障害保健福祉圏域すべてに設置されました。利用を希望される方は、最寄りのセンターへお問い合わせください。



【県内の障害者就業・生活支援センター】





①北九州障害者就業・生活支援センター 〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 (ウエルとばた2階) TEL 093-871-0030 FAX 093-871-0083	②障害者就業・生活支援センター「デュナミス」 〒834-0115 八女郡広川町大字新代1110 グランセラーノ1階A・B号室 TEL 0943-32-4477 FAX 0943-32-4494
③福岡県央障害者就業・生活支援センター 〒822-0024 直方市須崎町16-19 TEL 0949-22-3645 FAX 0949-29-1239	④障害者就業・生活支援センター野の花 〒810-0044 福岡市中央区六本松1-2-22 福岡県社会福祉センター5階 TEL 092-713-0050 FAX 092-713-0066
⑤障害者就業・生活支援センターじゃんぷ 〒825-0004 田川市大字夏吉4205-3 TEL 0947-23-1150 FAX 0947-46-9506	⑥障害者就業・生活支援センターほっとかん 〒836-0041 大牟田市新栄町16-11-1 TEL 0944-57-7161 FAX 0944-57-7163
⑦障害者就業・生活支援センターちどり 〒811-3115 古賀市久保1343-3 TEL 092-940-1212 FAX 092-944-4432	⑧障害者就業・生活支援センターちくし 〒816-0811 春日市春日公園5-16コーポ220-1-1 TEL 092-592-7789 FAX 092-586-6689
⑨障害者就業・生活支援センターはまゆう 〒811-3431 宗像市田熊5-5-1 TEL 0940-34-8200 FAX 0940-34-8300	⑩障害者就業・生活支援センターちくぜん 〒838-0214 朝倉郡筑前町東小田3539-10 TEL 0946-42-6801 FAX 0946-42-6802
⑪障害者就業・生活支援センターぼるて 〒830-0033 久留米市天神町101-1 Mビル1階 TEL 0942-65-8367 FAX 0942-65-8378	⑫障害者就業・生活支援センターBASARA 〒822-0040 飯塚市吉原町6-1 あいタウン4階 TEL・FAX 0948-23-5560
⑬障害者就業・生活支援センターエール 〒824-0036 行橋市南泉2-50-1 TEL 0930-25-7511 FAX 0930-25-7512	

お知らせ

平成23年度 障害者雇用促進面談会

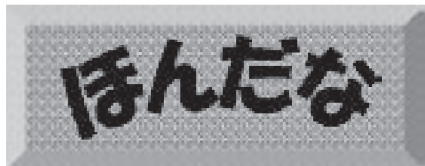
障害者の雇用機会の拡大を図るための面談会が下記4地区で開催されます。

▼参加費 無料

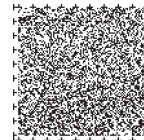
▼申し込み・問い合わせ先

事前に最寄りのハローワークへお問い合わせください。

会 場	開催日時
【福岡会場】 福岡国際会議場 (福岡市博多区石城町2-1)	9/27(火) 受付12:30~14:30 面談13:00~16:00
【北九州会場】 西日本総合展示場 (北九州市小倉北区浅野3-8-1)	10/19(水) 受付12:30~15:00 面談13:00~16:00
【筑豊会場】 のがみプレジデントホテル (飯塚市新立岩12-37)	10/14(金) 受付13:00~14:30 面談13:30~16:00
【南部会場】 久留米リサーチセンタービル (久留米市百年公園1-1)	10 / 7(金) 受付12:30~15:00 面談13:00~16:00



福祉情報センターでは、福祉に関する
図書・ビデオの閲覧・貸出を行っています。



- 利用時間 9:00~17:00
- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日・第4月曜日は除く)
- 貸出 図書・ビデオ 合計10点まで
※貸出の際は、クローバープラザ利用者カードが必要です。
※遠方の方や外出が困難な方のために配送での貸出返却も行っています。(送料実費負担)
- 貸出期間 2週間以内
- お問い合わせ先 福祉情報センター 〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
☎ 092-584-3330 FAX 092-584-3319

(ビデオ)
「地震! その時...」
～阪神大震災からの教訓～ 字幕版」
聴覚障害者情報文化センター 企画・制作

阪神大震災で被災された聴覚障害者の証言を基に、①地震発生時、②地震発生直後、③地震に対する備えにポイントをおき紹介。

- 構成
- 1 地震発生時の注意点
 - 2 避難所での聴覚障害者
 - 3 神戸ろうあハウスでの聴覚障害者
 - 4 避難グッズの紹介
 - 5 近隣とのコミュニケーション
 - 6 ネットワーク活動
 - 7 行政・マスコミの聴覚障害者支援対策
 - 8 提言

「視覚障害者被災者とボランティア
ハビーからの伝言」

阪神大震災視覚障害者支援対策本部 編



大震災に見舞われたとき...。エレベーターに閉じこめられたら? 水の確保は?
阪神大震災の実体験をもとに、自分を守るための99のポイントを押さえた必携のマニュアル。22ポイントゴシック体での編集。

「自閉症の療育カルテ 生涯にわたる
切れ目のない支援を実現する」

本間 博彰・村川 哲郎 編
函館圏療育カルテ推進グループ 編
出版: 明石書店



自閉症などの障害を持つ子どもたちが、地域で安定・充実した生活を送るために欠かせない教育・支援に必要な情報を、本人・保護者・支援者が共有する「療育カルテ」。その理念と意義、仕組み、実践例を紹介する。

「脳性まひで、母で妻 三重苦楽」

大畑楽歩 著
出版: ASTRA



持てない、話せない、走れない。脳性まひのために障害を負った女性が、訓練に泣いた幼年期から、両親の愛から抜け出そうと必死になった思春期、スポーツに夢中だった青春期、夫との出会い、出産、子育てまでを綴る。

